

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成31年3月18日

月曜日

第4473号

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 3
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 4
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 5

### 公告

- 景観づくり住民協定の公表 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 7

## 告示

### 富山県告示第120号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月18日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
県道 黒部朝日公園線	下新川郡朝日町細野字西紺屋田 569番4から 下新川郡朝日町細野字上坪 373番2まで	変更前		最大 10.2 最小 6.4	79.0	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡朝日町細野字西紺屋田 569番1から 下新川郡朝日町細野字上坪 373番5まで	変更後		最大 12.1 最小 11.0	79.0	

県道 岩峯寺大石原 水橋線	中新川郡立山町塚越字苗 代 136番 1 から	変更前	最大 17.1 最小 13.3	33.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町塚越字揚 見 129番 3 まで	変更後	最大 23.7 最小 13.9	33.0	
県道 岩峯寺大石原 水橋線	中新川郡立山町利田1804 番から	変更前	最大 7.3 最小 7.1	22.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町利田1878 番まで	変更後	最大 19.2 最小 7.8	22.8	
県道 新湊庄川線	射水市犬内字往来50番 3 から	変更前	最大 49.6 最小 23.0	214.9	高岡土木 センター
	射水市二口字光明寺2944 番 2 まで	変更後	最大 48.1 最小 16.4	214.9	
県道 八町大門線	射水市殿村1012番地先か ら	変更前	最大 11.2 最小 6.6	97.7	高岡土木 センター
	射水市殿村1012番地先ま で	変更後	最大 11.2 最小 10.2	97.7	
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1681番 2 地先 から	変更前	最大 10.6 最小 10.6	34.1	高岡土木 センター
	射水市戸破1678番 2 地先 まで	変更後	最大 11.8 最小 11.8	34.1	
国道 304号	南砺市法林寺 450番 4 か ら	変更前	最大 38.4 最小 20.9	40.4	砺波土木 センター

南砺市法林寺 453番4まで	変更後	最大 41.3 最小 21.6	40.4
----------------	-----	--------------------	------

## 富山県告示第121号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月18日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部朝日公園線	下新川郡朝日町細野字西紺屋田 569番1から 下新川郡朝日町細野字上坪 373番5まで	平成31年3月18日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 岩嶺寺大石原水橋線	中新川郡立山町塚越字苗代 136番1から 中新川郡立山町塚越字揚見 129番3まで	平成31年3月18日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 岩嶺寺大石原水橋線	中新川郡立山町利田1804番から 中新川郡立山町利田1878番まで	平成31年3月18日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 新湊庄川線	射水市犬内字往来50番3から 射水市二口字光明寺2944番2まで	平成31年3月18日	高岡土木センター
国道 304号	南砺市法林寺 450番4から 南砺市法林寺 453番4まで	平成31年3月18日	砺波土木センター
県道 小杉婦中線	射水市戸破字神明 625番5から 射水市手崎字前田 241番2まで	平成31年3月25日	高岡土木センター

**富山県告示第122号**

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区友杉換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年3月18日から

平成31年4月16日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第123号**

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 河川の名称**

二級河川早月川水系早月川

**2 河川管理施設の名称又は種類**

右岸堤防

**3 河川管理施設の位置**

魚津市三ケ1532番123地先から魚津市三ケ1529番3地先まで

**4 管理を行う者の氏名及び住所**

氏名 道路管理者 魚津市

住所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

**5 管理の内容**

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

**6 管理の期間**

平成31年3月18日から道路の存続する日まで



- (3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。
- ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
- イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
- ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。
- (4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。
- (5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。
- (6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するように努めるものとする。
- 5 協定締結年月日  
平成31年1月22日
- 6 協定有効期限  
平成41年1月21日
- （「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年3月18日

## 1 店舗の名称及び所在地

V・drug 砺波中神店 砺波市中神四丁目98番地ほか

## 2 店舗を設置する者 株式会社日本都市開発研究所

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) V・drug 砺波中神店 砺波市中神土地区画整理事業地内11街区

(変更後) V・drug 砺波中神店 砺波市中神四丁目98番地ほか

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地 ほか1

(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

## (3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) V・drug 棟西側 ほか1 22台

(変更後) V・drug 棟西側 15台

## (4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) V・drug 棟東側 ほか1 80㎡

(変更後) V・drug 棟東側 44㎡

## (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) V・drug 棟内東側 ほか2 14.43m<sup>3</sup>

(変更後) V・drug 棟内東側 5.13m<sup>3</sup>

## (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び午後9時 ほか

(変更後) 午前9時及び午後9時

## (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

## (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯



(変更前) 24時間

(変更後) 24時間

4 変更の日 平成30年6月26日 ほか

5 変更の理由 一部テナント（サークルK）が退去したことにより、駐輪場②、荷さばき施設②及び廃棄物等の保管施設②③について撤去することとなるため  
ほか

6 届出の日 平成31年3月11日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成31年3月18日から平成31年7月18日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

